

ガス保安を巡る最新の情勢について

令和7年2月25日（火）、26（水）

大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室



目次

1. 2023年の事故状況
 2. ガス安全高度化計画の取組状況
 3. 認定高度保安実施事業者制度の創設
 4. ガス事業法における大臣特認制度の創設
 5. ガス主任技術者の選任（製造所）の要件見直し
 6. ガス事業法施行規則改正の概要
 7. 「ガス事故報告の運用について」の見直し
 8. 災害時連携計画
 9. 地震対策への取り組み
 10. 災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業
- その他 大阪・関西万博について



1. 2023年の事故状況

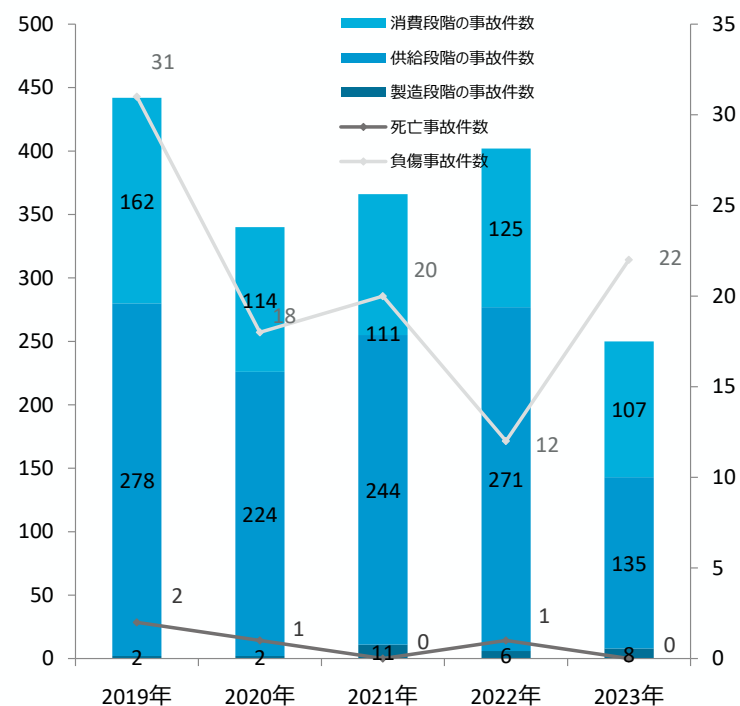
2023年の事故状況

- 死亡事故は0件（死者数0名）（前年は1件（2名）、前々年は0件（0名））
- 消費段階の事故は107件（前年比で18件減少）
- CO中毒事故は2件（前年比で1件減少）
- 事故全体（250件）のうち、供給段階の事故が半分強を占める（135件）（前年比で27件増加）
- うち、他工事による事故が約 1 / 3 を占める

発生年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
製造段階事故件数	2	2	11	6	8
死亡事故件数（死者数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
供給段階事故件数	278	224	244	271	135
死亡事故件数（死者数）	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	13(17)	11(14)	9(10)	3(7)	13(19)
消費段階事故件数	162	114	111	125	107
死亡事故件数（死者数）	0(0)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	18(22)	6(12)	11(15)	7(21)	9(19)
うち、不完全燃焼	6	3	1	3	2
死亡事故件数（死者数）	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	6(9)	2(8)	1(3)	3(16)	2(11)
合計事故件数	442	340	366	402	250
前年比	9.68%	-23.08%	7.65%	9.84%	-
死亡事故件数（死者数）	2(2)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	31(39)	18(27)	20(25)	12(29)	22(33)

出典：高圧ガス保安協会※

※2024年1月末時点での速報値のため、変動の可能性あり



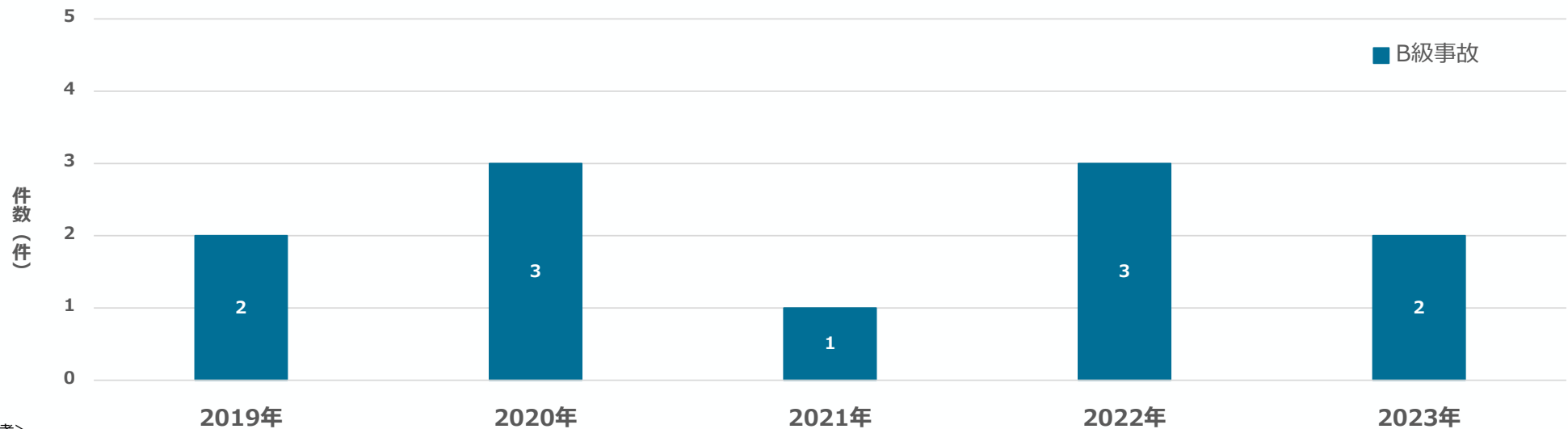
各段階事故件数と死亡・人身事故件数の近年の推移

左表をもとに当室作成

ガス事業法における重大事故について

ガス事業法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で11件発生。

※A級事故は発生無し。



<備考>

- A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で50万戸以上の供給支障、②東京23区内のみで時間断面で25万戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。
- B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で5000戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2023年に発生したB級事故について

2023年5月27日 福岡県福岡市の病院内食堂の業務用厨房にてCO中毒事故（負症9名）

病院内の栄養管理室の洗浄機室（厨房）内にある洗浄室で業務用食器洗浄機にて作業を行っていた4名が意識朦朧となり、また、洗浄機室周辺にいた5名も体調不良を訴え、計9名が病院に搬送され、全員がCO中毒と判定された。

原因は、業務用食器洗浄機の排気部に汚れ等が付着していたことによる排気不良により高濃度のCOが発生していたことに加え、電源切替え工事により、動力電源の開閉器が落とされ、排気ファンが一定時間停止した状況で業務用食器洗浄機を使用していたため、COが洗浄室内に滞留したものと推定される。（ガス事業者推定）

なお、洗浄室に業務用換気警報器が設置されていたが、当時は取り外されて室外に放置されていた。



2023年に発生したB級事故について

2023年7月3日 東京都港区の一般業務用建物にて爆発事故（負傷 5 名）

一般業務用建物内の 2 階店舗において、爆発火災事故が発生し、当該建物が一部損壊焼損するとともに 5 名が負傷した。爆発は当該店舗にて発生したが、当該店舗はガスの使用者ではなかった。

当該店舗天井裏に配置されていた灯外内管及び 3 階床面立ち上がりのガス管末端のカップ部から漏えいがあったこと、3 階にて改装工事があったことが確認されており、何らかの理由により漏えいしたガスに着火したものと考えられるが（ガス事業者推定）、原因については警察及び消防にて捜査中。

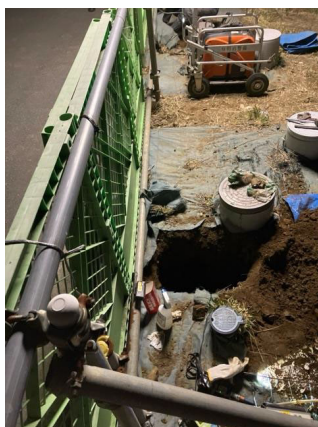


(参考 1) 2024年に発生したB級事故 (死亡 1 名)

2024年1月18日 神奈川県横浜市の宅地用敷地内の灯外内管工事中の酸素欠乏による死亡事故 (死亡1名)

宅地用敷地内 (更地) に先行埋設していた灯外内管の地境切断工事中において、作業員が自ら掘削した穴 (深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm) に上半身を入れて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される (ガス事業者推定)。

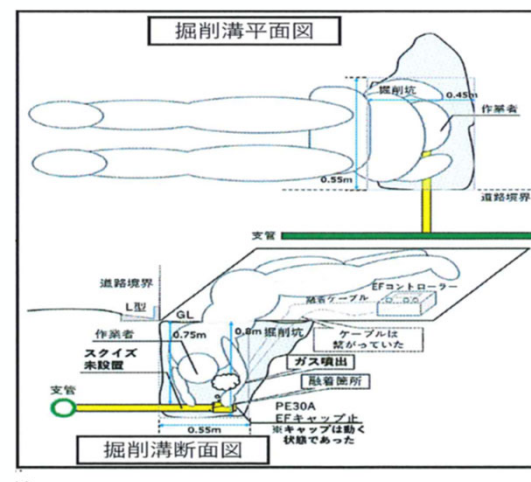
工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は工事依頼者との打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、作業場所に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置の後、救急搬送したが死亡が確認されたもの。なお、ポケットガス検知器は現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。



地境切断掘削口 外観



地境切断掘削口 地境切断箇所



(参考 2) 2024年に発生したB級事故（死亡 1 名）に対する注意喚起

ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など、厳に類似事故の再発防止を図る観点から注意喚起を実施（2024年3月7日）。

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮された適切なものとされていること。
2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するに必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記 1、2 を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記 1、2 を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

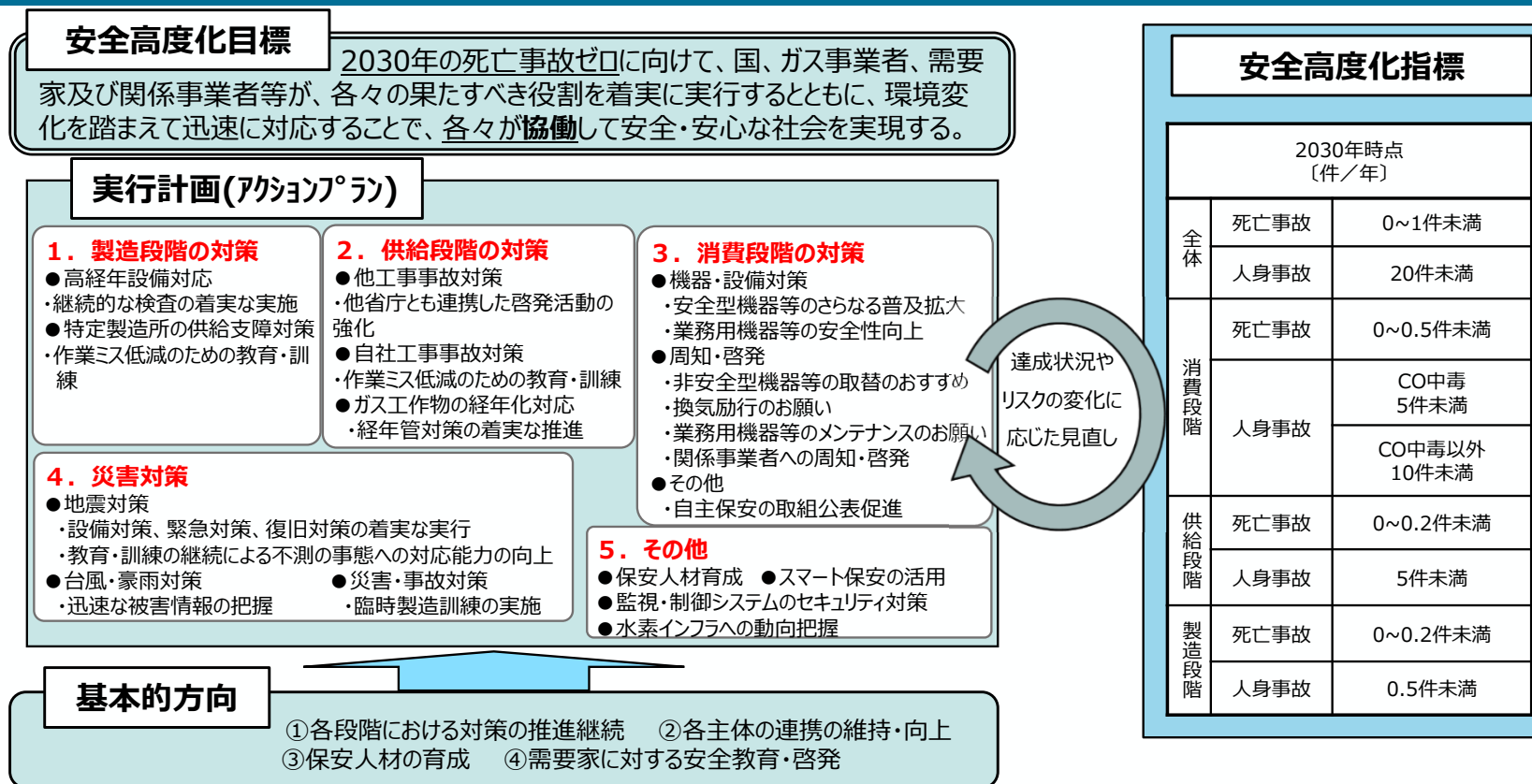


2. ガス安全高度化計画の取組状況

(第30回 ガス安全小委員会 (2024年3月11日) 資料1より)

ガス安全高度化計画2030について

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に策定した。



ガス安全高度化計画2030のフォローアップについて

ガス安全高度化計画2030においては、そのフォローアップについて、以下のとおり記載。

- 毎年度、ガス安全小委員会において、安全高度化指標の達成状況を評価する。
- 必要に応じて実行計画の内容を見直す。
 - ・単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、過去5年の平均をとるなど複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。
 - ・リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- 大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で検討を行い、その結果を踏まえて計画を変更する。
- 目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。

目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）
- スマート保安の取組については、スマート保安官民協議会のもと設置されたガス安全部会において随時対応していく。

安全高度化指標の達成状況

2023年の事故発生状況と指標に対する達成状況は、以下のとおり。

		安全高度化指標 〔2030年時点/年〕	2023年 事故発生状況	指標に対する 達成状況
全体	死亡事故	0～1件未満	0件	達成
	人身事故	20件未満	22件	未達成
消費 段階	死亡事故	0～0.5件未満	0件	達成
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 2件	達成
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 7件	達成
供給 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	5件未満	13件	未達成
製造 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	0.5件未満	0件	達成

注 1：2023年の単年での指標に対する達成状況。

注 2：数値は事故の発生を許容するものではない。

注 3：本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。



3. 認定高度保安実施事業者制度の創設

(第29回ガス安全小委員会 (2024年2月7日) 資料1より)

1. 認定高度保安実施事業者制度の施行について

- 都市ガス業界は、業界大の取組を通じ、技術の向上や水平展開により業界全体の保安レベルを高めてきたところであるが、テクノロジーの活用促進により保安レベルの向上と人材不足への対処を図る観点から、スマート保安を推進することは非常に重要。
- 令和4年に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度を創設（認定高度保安実施事業者制度）

<認定高度保安実施事業者の認定要件>

認定要件	内容
①経営トップのコミットメント	・ 組織全体の規律やリソース配分に関する権限を有する <u>経営トップのコミットメント（理念や社内ルールの整備の明確化、適切な資源配分）の必要</u> があり、 <u>保安管理体制を監査・検証できる組織体制の構築</u> を求める。
②高度なリスク管理体制	・ <u>リスクの回避・低減策を策定し、継続的にアップデートしていく必要</u> があり、 <u>保安管理プロセスを実施するための体制構築</u> を求める。
③テクノロジーの活用	・ <u>設備の劣化状況を診断する技術や運転管理を高度化する技術が必要</u> 。また、 <u>保安管理業務を高度化・効率化する技術の導入</u> を求める。 ・ <u>導入前後の効果・リスクの評価・検証プロセス</u> を求める。
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	・ <u>IoT機器等を活用した産業保安のスマート化はサイバーセキュリティ対策が一層重要</u> であるため、 <u>導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、対策の継続的な改善に努めているか</u> を確認する。

1. 認定高度保安実施事業者制度の施行について

- 令和5年12月21日、ガス事業法の政省令、告示改正等を行い、認定高度保安実施事業者制度を施行した。

<主な関係法令等の改正等とその概要>

【政令】ガス事業法関係手数料令の改正

- 認定高度保安実施事業者制度における認定又はその更新を受ける者が支払うべき手数料について実費を勘案した額を規定。また、更新の際に追加の調査が必要な場合は、追加費用を求めることができる旨等を規定。

【省令】ガス事業法施行規則の改正

- 認定制度に係る手続きや認定の基準（①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応に係る基準）を規定するとともに、認定事業者に対する各種特例（「工事計画の届出の事後届出、主任技術者選解任及び保安規程の記録保存など」）等について規定。

【告示】ガス事業法施行規則別表第三第二の項下欄の3の経済産業大臣が定める基準（新設）

- 施行規則で求める「高度なリスク管理体制」について、保安管理部門及び事業所における保安体制や保安管理状況の調査及び評価、教育、緊急事態対応などの保安管理に関する基準を規定。

【告示】登録免許税法別表第一第百一号（四）及び（六）から（八）までに掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類（新設）

- 登録免許税法第24条第2項の規定に基づき、登録免許税の納付の期限及び書類を規定。

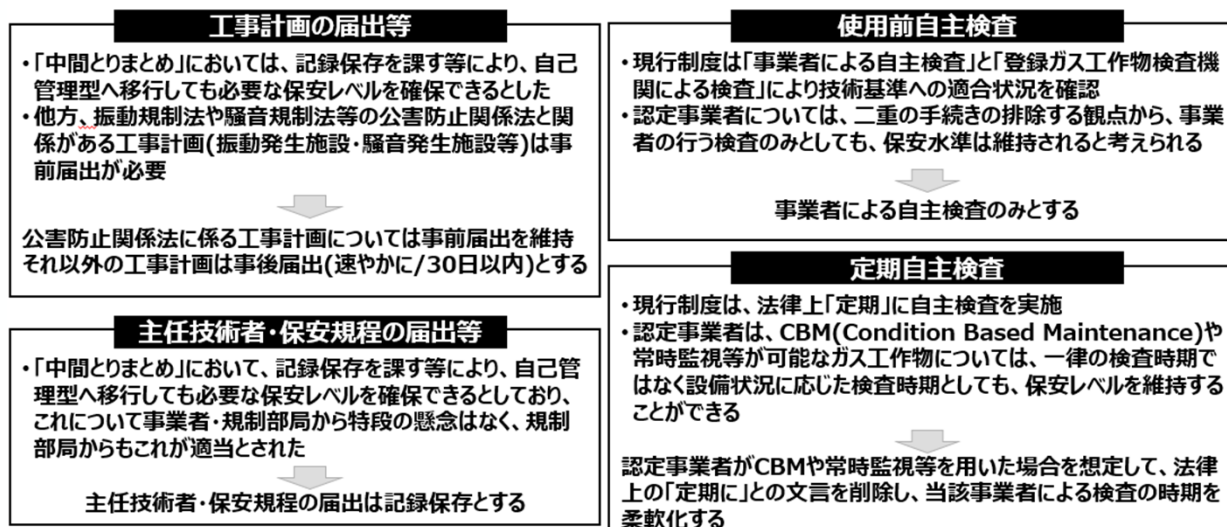
2. 認定制度による措置について

- 認定事業者に対して、①「工事計画の届出の事後届出」、②「使用前自主検査は事業者による自主検査のみ（登録ガス工作物検査機関による検査を不要）」、③「主任技術者・保安規程の記録保存」、④「定期自主検査の時期の柔軟化」等の柔軟な措置を実施。

1. ガス事業法における新たな制度的措置（認定制度）についての基本的考え方

- 都市ガス事業は、業界大の取組を通じ、技術の向上や水平展開を進めながら、業界全体の保安レベルを高めてきたが、スマート保安を推進することは非常に重要なことから、認定制度は、認定事業者をトップランナーとしてスマート保安を推進させる制度。
- そのため、これまでの業界大の取組を通じた技術の向上や水平展開の仕組み（ベストプラクティスの展開）を継続していくとともに、認定制度（トップランナーの創生）と併せて、保安レベルの維持向上施策の両輪として進めることが重要。

2. 「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する主な制度的措置



2. 認定制度による措置について

- 認定事業者に対する現行の措置は、定期自主検査の特例（検査時期の柔軟化）、ガス主任技術者に係る特例（選任等は届出ではなく記録・保存）等、法律に規定する事項が措置されており、これら措置の適切な管理については、認定期間中に行うこととしている中間の立入検査※により確認することとしている。
- スマート保安の推進をより加速化させるため、上記のような法律における措置事項と同様、省令以下の規定事項についても、認定事業者に対する措置を検討。

<省令以下の規定事項>

※ 認定期間中の中間時点から前後1年程度を目安に実施することとしている立入検査

NO.	該当条項	内容
①	技省令※ ¹ 第51条（漏えい検査）	導管等の漏洩検査の頻度を規定（例 最高圧力が高圧のもの：埋設の日以後1年に1回以上）
②	技省令第63条（点検）	昇圧供給装置の点検頻度を規定（設置の日以後14月に1回以上）
③	通達※ ² 及び解釈例※ ³ 第110条	緊急ガス遮断装置の点検頻度を規定（年1回以上）
NO.	該当条項	内容
④	ガス事業法施行規則第209条（特例措置）四	ガス主任技術者の選任に関する特例措置の承認申請について規定

※¹ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）

※² ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について（60資公部第435号）

※³ ガス工作物技術基準の解釈例（20140313商局第6号）

<省令以下での措置案（検討中）>

1. 検査や点検時期の柔軟化

- 認定事業者は、保安に関する高度なリスク管理体制に基づいたリスク管理を実施しており、設備の状況に応じた検査や点検時期としても保安レベルの維持が可能。

2. 主任技術者兼任の記録・保存

- 認定事業者は、保安に関する高度なリスク管理体制に基づいたリスク管理を実施しており、主任技術者の兼任手続きを自己管理型に移行しても保安レベルの維持が可能。



4. ガス事業法における大臣特認制度の創設

(第29回ガス安全小委員会 (2024年2月7日) 資料3より)

1. ガス事業法における大臣特認制度の創設

1. 現状と対応の方向性（案）

- 現行のガス事業法ではガス種の限定等はないものの技術基準（省令）では燃焼性の確認（カロリー確認）を求めているところ、晴海選手村地区での水素導管供給事業が今後行われる予定（そのため省令の改正等を予定）。
- そのような事業に対し、機動的に対応するためには、現行の技術基準（省令）で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないか。
- 上記仕組みに係る制度的な措置として、高圧ガス保安法や火薬類取締法では「**大臣特認制度**」が既に措置されているものの、ガス事業法では措置されていないため、今後、関係省令に同制度を措置する方向で検討したい（対象条文の考え方等は、ガスに係る規制を行っている高圧ガス保安法に倣うことを想定）。
- そのため、どのような制度設計が良いか、関係団体等と議論していきたい。

2. 具体的な大臣特認の制度（案）

（1）制度の立て付け

- 技術基準（省令）以外でも安全性が担保されることを、事業者（申請者）が科学的なデータ等を用いて自ら立証し、それを経済産業省が主催する「有識者により構成された審議の場」において審査することとしてはどうか。審査の結果、申請内容の安全性が認められれば、事業者（申請者）の申請に基づき、国が「規定に依らない場合」として認めることとしてはどうか。

（2）審査基準

- 扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等を認定の基準としてはどうか。

（3）審査体制

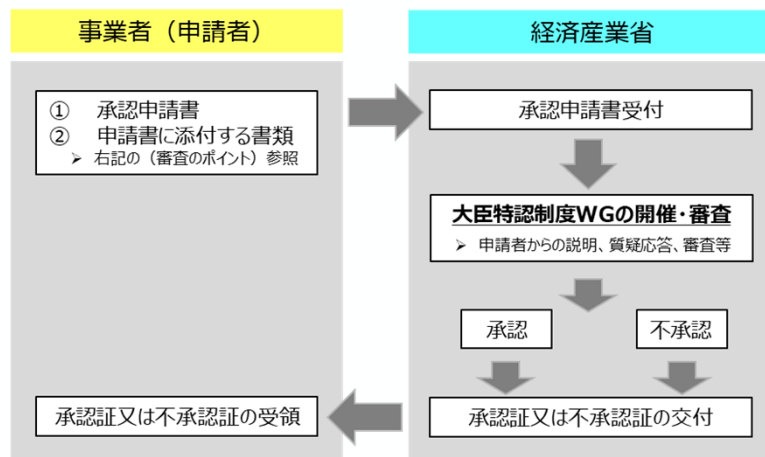
- 特認申請の審査については、ガス事業法と同様、各監督部による権限が存在する火薬類取締法の審査方法に倣い、ガス安全小委員会の下部組織としてワーキンググループを設置することとしてはどうか。

2. 大臣特認制度のワーキンググループの設置について

- ワーキンググループの設置にあたっては、ガス工作物の技術分野、リスクマネジメント分野及び消費者等の有識者によるメンバー構成によるものとしつつ、審査においては、ワーキンググループの場において、水素事業等を念頭に、事業者（申請者）から審査基準（注）を満たしていることの説明を求めた上で審査を行うこととする予定。
- また、申請書に添付する書類（審査のポイント）は下記のとおりであり、ワーキングメンバーの決定後にあらためて意見を求め、必要な修正・追加を行うことを想定。

（注）扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ*、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等を審査基準としている。
また、当該安全性の確保等は、事業者（申請者）が科学的なデータ等を用いて自ら立証する必要がある。例えば、扱う物質が、水素の場合は、拡散・着火しやすく、材料の脆化に十分留意する必要がある。

<審査スキーム>



（注）申請にあたっては、工事着工前に十分な余裕をもって申請することが必要。

<申請書に添付する書類（審査のポイント）（案）>

1. 現行の技術基準で求める以外の技術であることの説明、その技術を必要とする背景・理由
2. 技術内容の説明
3. JIS、ISO、IEC等の他の基準への適合状況
4. 現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保の説明
 - ① 技術的な比較（性能、対環境）
 - ② 運用・維持管理（保安体制・緊急時対応を含む）
 - ③ リスク分析・評価（安全性の確保）
 - ・ 建設時、維持管理時、非常時（災害、漏えい事故発生等）
 - ・ 過去の事故発生事例も踏まえたリスク分析・評価
5. 設計図及びフローシート、試験データ又は解析結果、性能評価、評価データ、評価結果、参考文献、など

3. 大臣特認制度の対象について①

- ◆ 大臣特認制度の対象については、現行の技術基準の構成や重大事故対策等を踏まえた基準策定の経緯等を鑑み、下記のとおり想定。

<現行の技術基準の構成>

- 現在のガス工作物の技術基準（省令）は、新技術の採用や国際規格等を用いることなど、ガス工作物の設計の柔軟性を確保するため、仕様や数値等の基準を示す仕様規定から、安全確保のために必要な性能を示す性能規定に一部を除き変更されている。
- この性能規定については、ガス事業者が性能規定に適合する仕様等を自己責任により選択できるとされているため、水素関連事業等の新たな技術についても、技術基準に反することなく、ガス事業者が自ら性能規定を満たすことが可能であるもの。

<大臣特認制度の対象>

- 本制度は、現行の技術基準で求める技術以外について審査するものであるところ、上述記載の具体的な仕様や数値等の基準が示されている仕様規定について審査の対象とする。（具体的な対象については次頁参照）
- また、審査の結果により承認されたものと同様なものは、再度の審査を不要とする（承認申請書の提出等の手続きは必要）。

3. 大臣特認制度の対象について②

＜12の仕様規定＞ ※数値や安全確保のための具体的な方法が示されている規定

規定の性質	特認の対象	規定の内容等
1. 具体的な数値を規定 離隔距離（6条）、漏えい検査、点検の頻度（51条、63条）	対象	- 設備の外側から事業場の境界線までの距離や検査の頻度が具体的な数値で決められている規定。 - 既に大臣の認可又は承認を受けた場合、基準によらないことができる」とされている。
2. 安全確保の方法を規定 付臭（22条）、防液堤（38条）、安全弁（17条、35条）、水取り器（46条）	対象	- 臭気によりガスの感知ができるようにする規定であるが、一定の条件下で適切な漏えい検知装置が設置されている場合等には除外規定がある。 - 防液堤等については、適切に設置しなければならないと規定。
3. 重大事故の対策としての規定（※） 掘削により露出管となった場合の防護（54条、55条）、導管の設置場所（52条）	対象	- 掘削により周囲が露出することとなった導管に対し、導管の支持の方法、導管の接合部の抜け出し防止方法等を規定。 - 特定地下街等へのガス供給導管は、ガス漏れ検知が可能な範囲で外壁を貫通すべきことを規定。 - 他に、建物の荷重を受けないよう、建物の基礎面下には高圧導管を設置しないことを規定。
4. その他の規定 昇圧供給装置（60条）	対象 としない	- 天然ガス自動車等にガスを高圧にして充填する装置について、ガス事業法におけるガス工作物の範囲（圧縮できるガスの量：標準状態18.5m³/h未満）に関する規定。 - 上記の規模以上のガス充填設備は、高圧ガス保安法の規制対象となっており、本条文は同法との関連もあるため、今回の検討対象としない。（今後必要に応じ検討）

※ 1970年の天六ガス爆発事故（死者79名、負傷者420名）、1980年の静岡駅前地下街爆発事故（死者15名、負傷者223名）等の事故対策を踏まえ規定化されているもの。

4. ガス工作物の技術上の基準に係る省令改正（R6.4.26公布、4.27施行）

大臣特認制度の創設（技省令第64条関係）

水素関連事業等の新たなガス事業に対し、機動的に対応するための措置として、現行の技術基準で求める仕様規定（※）に代替できる技術について審査できる新たな仕組みを規定。

※第6条（離隔距離）、第51条（漏えい検査）、第63条（点検）は、既に大臣特認制度に準ずる条文が措置されているため、第64条には含めない。

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令について（大臣特認制度の創設）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/240426-01.html

5. ガス主任技術者の選任（製造所）の要件見直し

（令和5年8月3日公布・施行）

ガス主任技術者の選任（製造所）の要件見直し

○ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について（平成29年3月31日付け20170329商局第1号） 新旧対照表案

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
1. ガス主任技術者の選任に関する特例承認について ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第26条第2項ただし書、第94条第2項ただし書（規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第150条第2項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任は、当面、次の場合に行うものとする。 次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときは、<u>産業保安監督部は経済産業省商務情報政策局産業保安グループと協議の上、承認の適否を決めるものとする。</u> (1) [略] <u>(2) 製造所のガス主任技術者として、その製造所に駐在しない者を選任する場合又は二以上の製造所のガス主任技術者を兼ねさせる場合であって、次の各号に適合する場合</u> イ <u>ガス主任技術者が駐在しない製造所は、遠隔監視が可能である製造所であること。</u> ロ <u>ガス主任技術者として選任される者は、ガス主任技術者が駐在しない製造所に対して遠隔監視を行っている場所に駐在し、ガス主任技術者としての職務を着実に遂行できる執務環境に在ること。</u> ハ <u>イに掲げる遠隔監視が不能となった場合は、他の通信機器により製造所の状況を確認可能であること。加えて、ガス主任技術者又はその製造所のガス工作物の保安を確保するに足る知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者による緊急対応が可能であること。</u> ニ <u>製造所の保安確保のため、組織体制を明文化し、継続的な教育・訓練の計画を推進していること。</u> (3) (1) の供給所又は(2) の製造所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合	1. ガス主任技術者の選任に関する特例承認について ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第26条第2項ただし書、第94条第2項ただし書（規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第150条第2項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任は、当面、次の場合に行うものとする。 次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときは、<u>当グループと協議の上、承認の適否を決めるものとする。</u> (1) [略] [新設] (2) (1) の供給所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合

ガス主任技術者の選任（製造所）の要件見直し

合する場合 イ その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者が常駐すること。 ロ 当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。 (4) 同一の場所に存する製造所及び導管を管理する事業場を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合 イ [略] ロ 業務しようとするガス主任技術者は、当該ガス事業者の内部組織上、その製造所及び導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。 (5) [略] 2. [略]	イ その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者が常駐すること。 ロ 当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。 (3) 同一の場所に存する製造所及び導管を管理する事業場を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合 イ [略] ロ 業務しようとするガス主任技術者は、当該事業者の内部組織上、その製造所及び導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。 (4) [略] 2. [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	



6. ガス事業法施行規則改正の概要

ガス事業法施行規則改正の概要（R6.3.11公布、3.12施行）

燃料電池発電設備への水素供給における熱量・燃焼性の測定の見直し（規則第17条及び告示関係）

燃料電池発電設備への水素ガス供給に限り、告示で定める要件を満たす水素ガスであれば、熱量・燃焼性の測定を要しないことを規定。

圧力解析シミュレーション技術等を活用した圧力測定方法の見直し（規則第17条、第78条及び第126条関係）

圧力解析シミュレーション技術等を用いた測定により、大臣指定点での測定を省略を可能とする旨を規定。

（参考）第24回 ガス安全小委員会（2021年10月21日）資料2 スマート保安・産業保安規制に係る見直し要望への対応

【資料2-2】圧力測定の見直し（導管網の圧力解析シミュレーション技術（導管網解析技術）関係）（スライド14～19参照）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/024_02_00.pdf

ガス消費機器調査に係る特定地下街等・特定地下室等における需要家への周知の頻度の見直し（規則第197条及び通達関係）

特定地下街等・特定地下室等における需要家への周知の頻度（1年に1回以上）について、専用部においてガス栓等の安全設備の整った対象建物に限り一般周知の頻度（2年に1回以上）にすることを可能とする旨を規定。

ガス消費機器の技術基準不適合に係る再調査時期の見直し（規則第200条関係）

ガス小売事業者が需要家に対して実施する技術基準への適合状況に係る調査の際、技術基準不適合が確認された後の再調査について、需要家が基準に適合する為に執るべき措置をとったことをガス小売事業者が覚知した場合は、再調査指示から1月以内であっても調査可能である旨を規定。

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240311-01.html

ガス事業法施行規則改正の概要（R6.12.17公布、12.18施行）

特定の要件に適合する開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器の個別周知を行わず、一般周知とする措置（規則第197条第一項第二号ロ中の表及び通達関係）

ガス小売事業者が需要家に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項について、ガスの使用者全てに対して行う周知（一般周知）と特定のガス消費機器を使用する需要家に対して行う周知（個別周知）を行うこととなっている。このうち、安全対策が強化された2008年以降に製造された開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（※）について、当該湯沸器を使用する需要家に対して行う個別周知について、個別周知の対象から除外し、一般周知に含めることとする旨を規定。

（参考）第29回 ガス安全小委員会（2024年2月7日）【資料2】規制見直しについて【審議】（スライド18～23参照）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/024_02_00.pdf

※2008年に「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の改正により、同年以降に製造される小型ガス瞬間湯沸器に対して、①不完全燃焼防止機能及び②再点火防止機能を搭載することを義務付けることで、使用者に対する安全対策の強化を図ったもの。

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/hourei/20241118hokyokudai1go.pdf

モデル保安業務規程の一部を改正する規程について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595124144&Mode=1>

7. 「ガス事故報告の運用について」の見直し

(令和6年8月27日公布・施行)

「ガス事故報告の運用について」の見直し

- ◆ 第208回国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）」において、サイバーセキュリティに関する重大な事案が生じた場合に、国が独立行政法人情報処理推進機構に原因究明の調査を要請できる旨を規定した。
- ◆ これに伴い、サイバー攻撃に起因するおそれがある事象を把握するため、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨及び内容をガス事故報告に含めることを「ガス事故報告の運用について（20230222保局第2号）」に追加する見直しを行った。（令和6年8月27日公布・施行）

「ガス事故報告の運用について」の見直し

改 正 案	現 行
ガス事故報告の運用について 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>名</u> ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号並びに第4条の運用について下記のとおり定める。 記 1. （略） 2. （略） 3. 速報及び詳報に係る事項 規則第4条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。 3-1. （略） 3-2. 速報の取り扱いに係る事項 （1）～（2） （略） （3）報告事項 （報告事項） ①事故の発生の日時及び場所 ②事故の概要（事業者の覚知日時・方法、事故発生箇所、被害の程度（人損、物損、火災認定の有無）、事故の発生の場所への供給ガス、公的機関の出動の有無等を含む。） ③事故の原因（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）に係る事故については、当該事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨を含む。） ④応急措置	ガス事故報告の運用について 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>辻本 圭助</u> ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号並びに第4条の運用について下記のとおり定める。 記 1. （略） 2. （略） 3. 速報及び詳報に係る事項 規則第4条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。 3-1. （略） 3-2. 速報の取り扱いに係る事項 （1）～（2） （略） （3）報告事項 （報告事項） ①事故の発生の日時及び場所 ②事故の概要（事業者の覚知日時・方法、事故発生箇所、被害の程度（人損、物損、火災認定の有無）、事故の発生の場所への供給ガス、公的機関の出動の有無等を含む。） ③事故の原因 ④応急措置

「ガス事故報告の運用について」の見直し

⑤復旧対策 ⑥復旧予定日時 ⑦事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。） （報告の様式については別紙を参照）	⑤復旧対策 ⑥復旧予定日時 ⑦事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。） （報告の様式については別紙を参照）
3－3．詳細の取扱いに係る事項 規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）～（2）（略） （3）報告事項 ①ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第14） イ～ホ（略） ヘ「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとし、ことなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載する。 <u>なお、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）は、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合にあっては、その旨及び内容を記載する。</u> ト（略） ②（略） 4．（略） 本運用は、<u>施行の日以降に行う事故報告</u>に適用する。 附 則 1．この規程は、公布の日から施行する。 2．ガス事故報告の運用について（令和5年3月31日付け20230222保局第2号）は、廃止する。 （別表1）～（別表4）（略） （別紙）（略）	3－3．詳細の取扱いに係る事項 規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）～（2）（略） （3）報告事項 ①ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第14） イ～ホ（略） ヘ「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとし、ことなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載する。 ト（略） ②（略） 4．（略） 本運用は、<u>令和5年5月31日以降に行う事故報告</u>に適用する。 附 則 1．この規程は、公布の日から施行する。 2．ガス事故報告の運用について（平成29年3月31日付け20170329商局第1号）は、廃止する。 （別表1）～（別表4）（略） （別紙）（略）

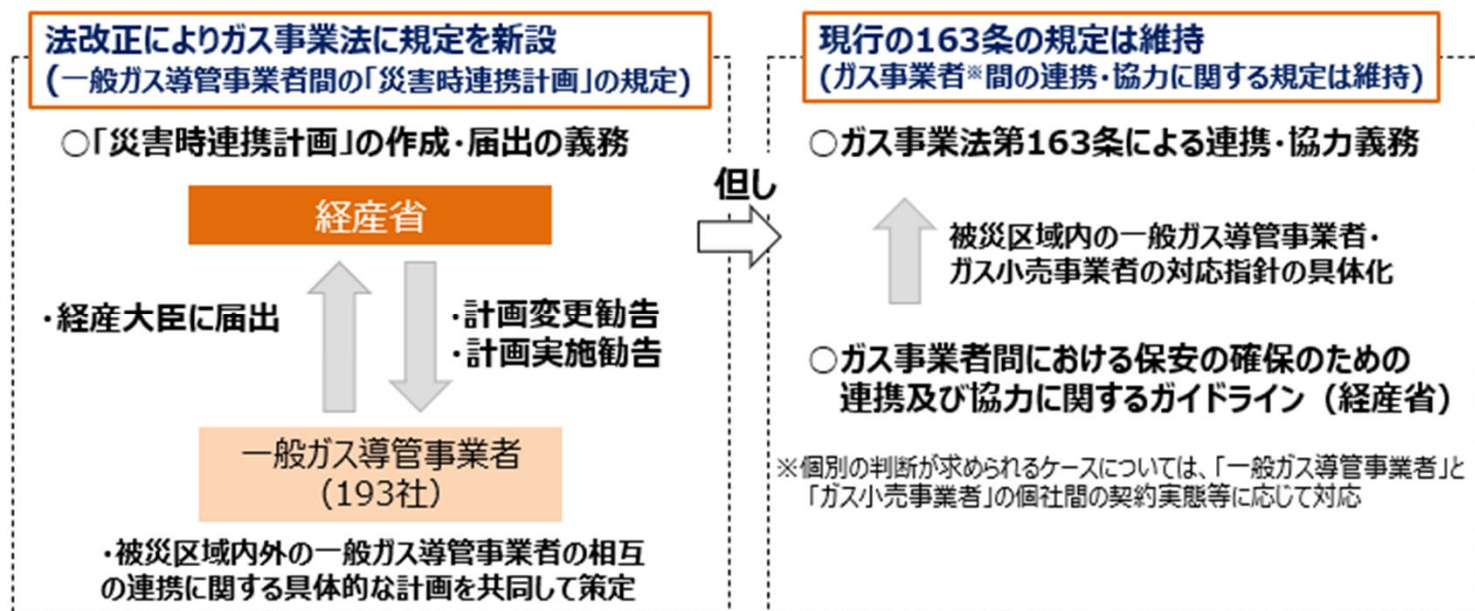


8. 災害時連携計画

ガス事業法における災害時連携計画の制度化について

- 今後は南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模地震のリスクも懸念されるところ、電気事業法における「災害時連携計画」の規定も踏まえ、ガス事業法においても、一般ガス導管事業者に対して、「災害時連携計画」を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設ける。
- なお、「災害時連携計画」についての規定を新たに設けるが、第163条とガイドラインに基づく、ガス事業者※間の連携・協力についての現行の規定は維持することとする。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」



ガス事業法における災害時連携計画の制度化について

災害時連携計画に盛り込むべき項目

① 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

災害時の出動基準や災害対策本部の設置基準、情報連絡体制

② 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

災害時に実施する応援派遣について、その要請方法、規模

③ 復旧方法等の共通化に関する事項

応援派遣される組織が用いる資機材や復旧工事の方法等

④ 災害時において復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

災害時の連絡方法や連絡内容、非常通信手段の確保

⑤ 臨時供給設備の派遣及び運用に関する事項（※）

重要施設に臨時供給を行う移動式ガス発生設備の運用・管理

⑥ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項（※）

消防、警察、自治体等各関係機関との情報連絡手段

⑦ 共同訓練に関する事項（※）

ガス防災支援システムの操作訓練及び応援受入の演習について 等

ガス事業法第56条の2 第2項第1号及び第2号に基づき規定

ガス事業法第56条の2 第2項第3号を受け、ガス事業法施行規則に規定

※「非常事態における応援要綱」と比較し、新規に追加した項目



9. 地震対策への取り組み

(第27回ガス安全小委員会 (2022年10月4日) 資料 1 より抜粋)

過去の大地震と地震対策の取り組み経緯

- ◆ ガス業界では、平常時から事業者間連携を強化するため、「非常事態における応援要綱」を適宜改訂するとともに、国の審議会の報告書を踏まえた様々な対策を講じ、地震・防災対策の見直しを図ってきた。



地震対策の基本的考え方（3本柱による対策の推進）

- ◆ 地震時にも、安全かつ安定的なガス供給を実現するため、設備対策、緊急対策、復旧対策の3本柱による対策を推進。

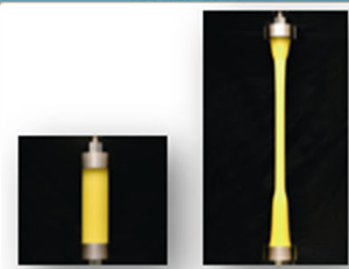
設備対策

被害を最小限に抑えるため、
設備を耐震化

<主な対策>

- ポリエチレン管等の耐震管への入れ替え

設備対策



PE管の高い耐震性（変形性）

緊急対策

二次災害を防止するため、供給
を安全に止める仕組みを導入

<主な対策>

- 供給ブロックの細分化
- 供給停止判断基準の導入と供給停止措置

緊急対策



判断基準に基づく供給停止措置

復旧対策

1日も早い復旧の実現に向け、
ハード・ソフトの両側面から対策

<主な対策>

- 移動式ガス発生設備による臨時供給
- 全国のガス事業者による応援体制の構築

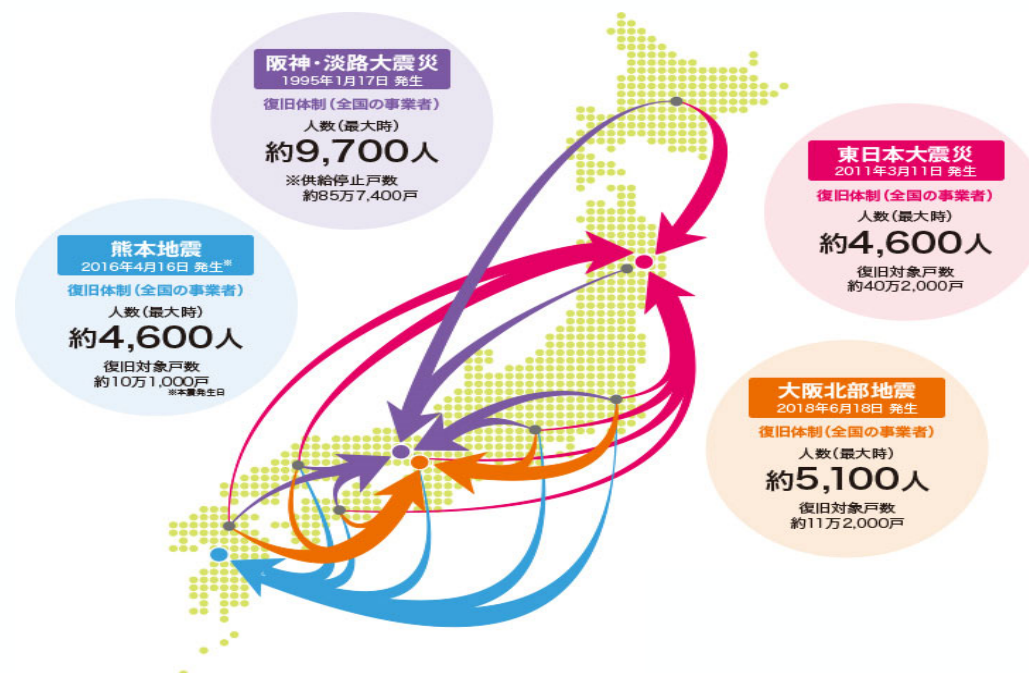
●災害時連携計画の届出

+

各事業者における訓練・演習（防災訓練など）、BCPの策定

地震対策の基本的考え方（3本柱による対策の推進）

- ◆ 被災地域内のガス事業者のみでは復旧に時間を要すと判断した場合、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、被災事業者の要請で応援派遣を行う体制を構築。これまでの実績から、ガス事業者には供給地域外で災害が発生した場合には、早期に応援隊を派遣する意識が根付いている。
- ◆ 直近の「非常事態における応援要綱」等の改訂では、応援要請を待たずに能動的に派遣準備を実施する仕組みを構築。



復旧対策：復旧作業の概要

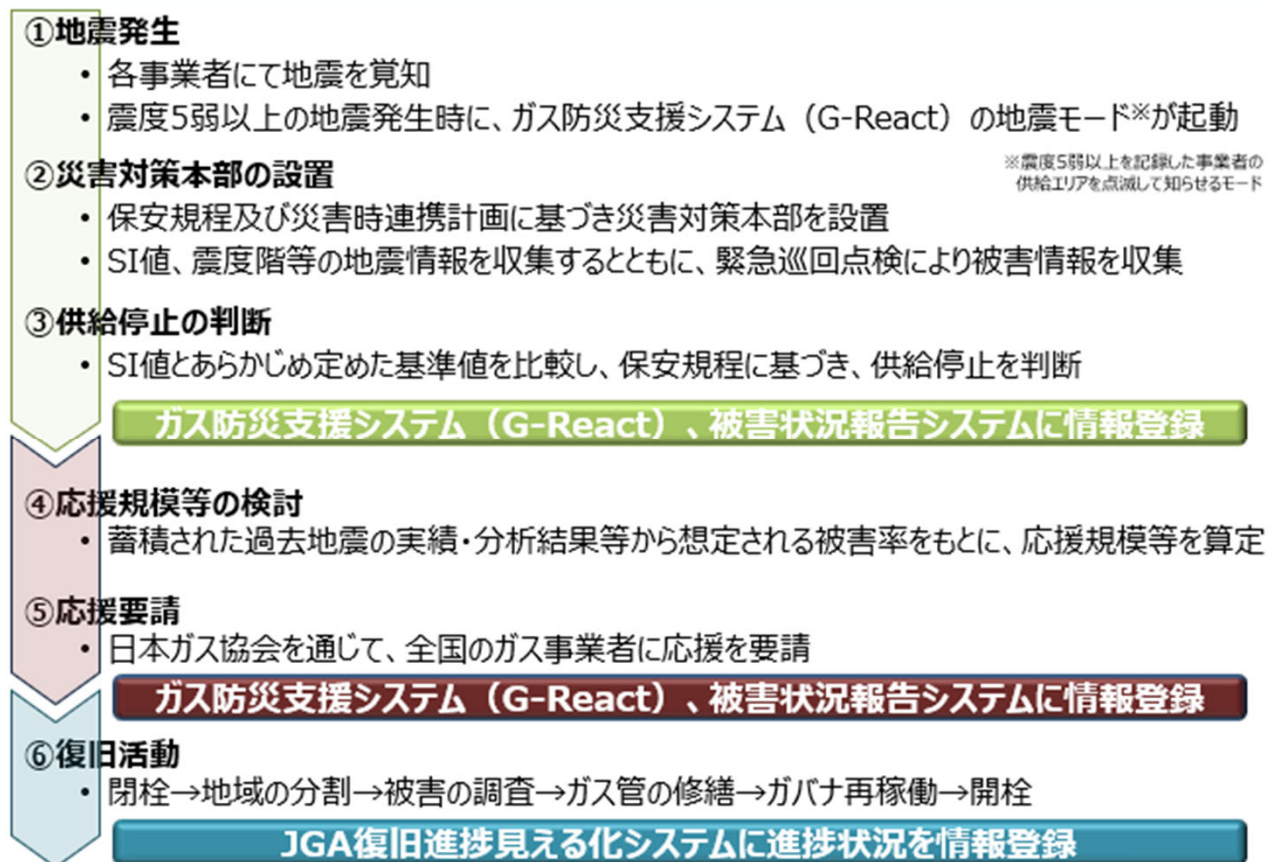
- 早期に復旧するため、「導管対策隊」、「顧客対策隊」の特別組織にて復旧作業を実施。
- 今回、災害時連携計画の作成・届出により、主に専門知識が必要な復旧作業を担う一般ガス導管事業者相互の連携を制度化※。



※ 一般ガス導管事業者、ガス小売事業者を含めた全てのガス事業者の連携・協力関係は、ガス事業法第163条に基づく、「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」により引き続き維持。

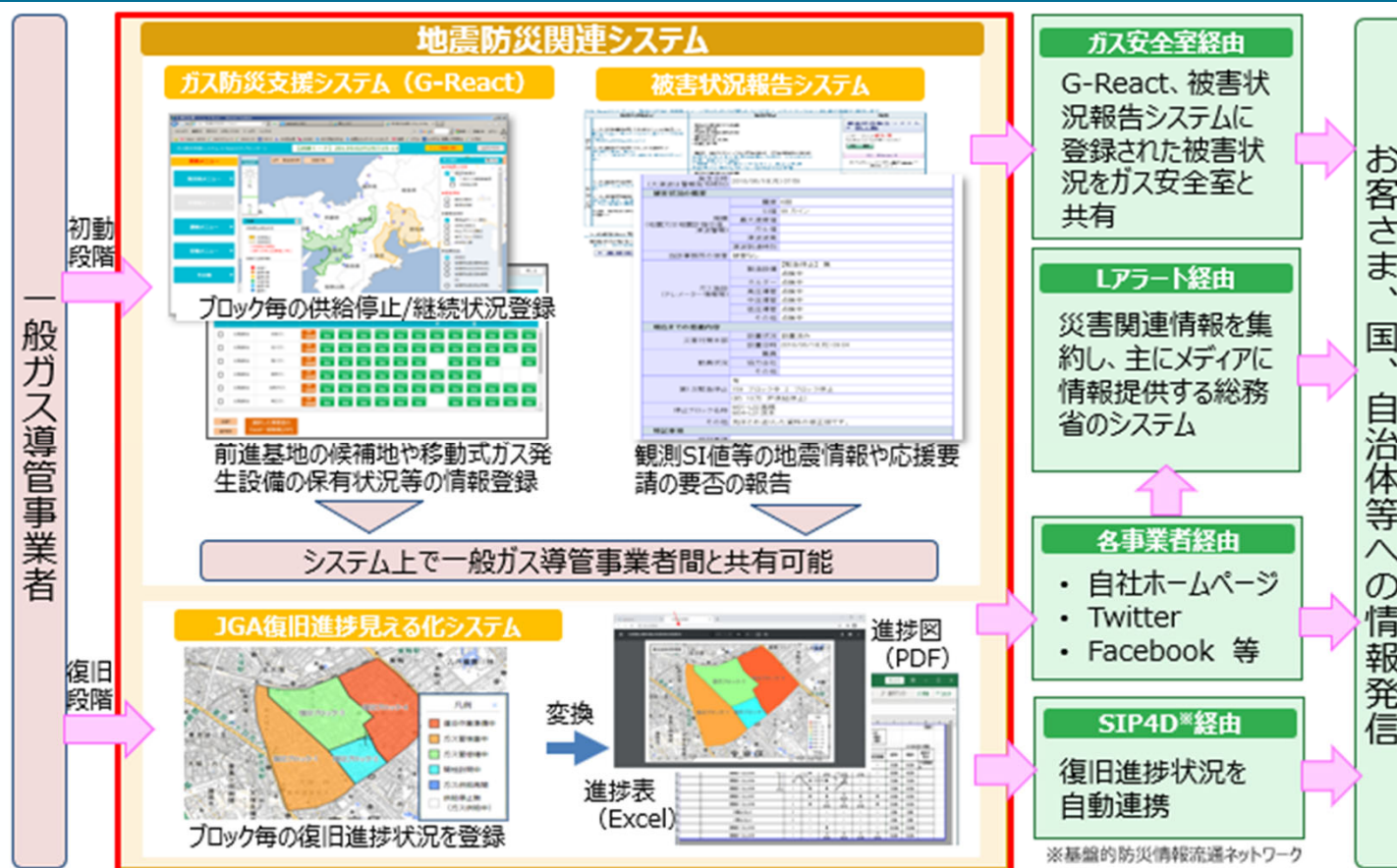
都市ガスにおける災害時の初動対応（地震発生からの主な流れ）

- 被災事業者は、対応状況に応じて適時適切に地震防災関連システムに情報を入力。



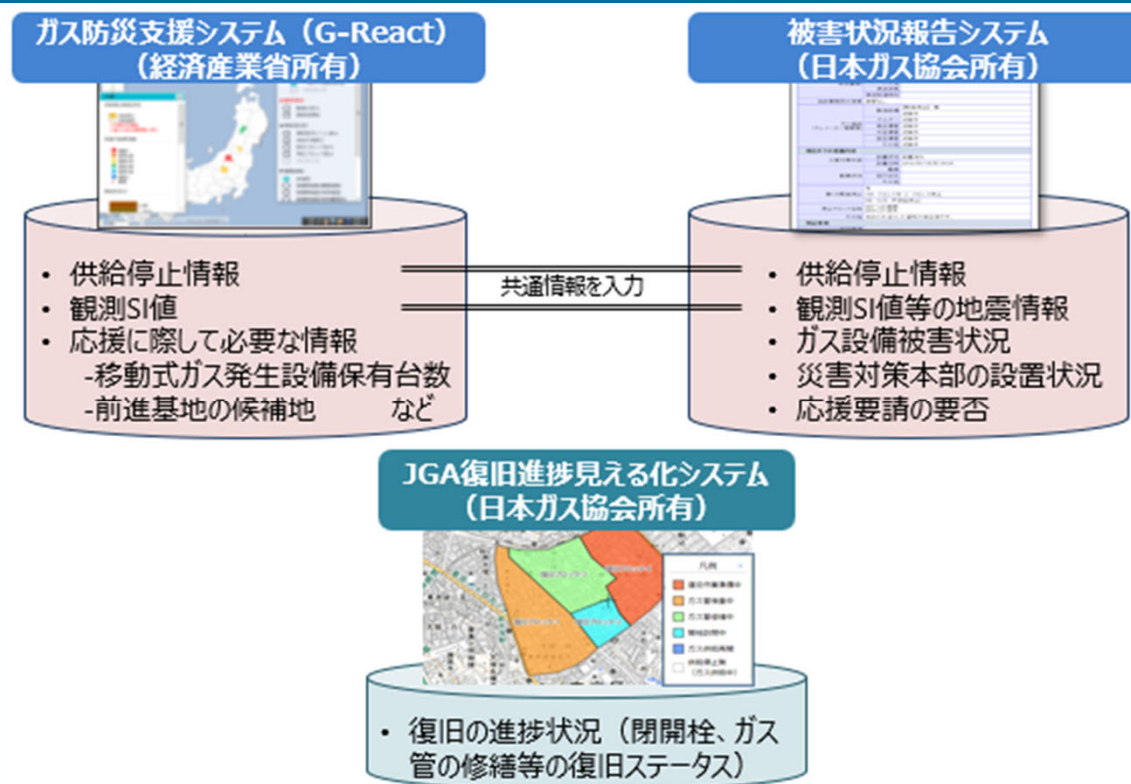
地震防災関連システムの活用

- 供給停止状況や復旧進捗状況を共有するためのルートが多様化している。



【参考】地震防災関連システムの関係

- 各システムは単独で運用。ガス防災支援システム（G-React）と被害状況報告システムは、一部で共通情報を入力している。
- 入力作業等の効率化のため、G-Reactと被害状況報告システムの統合を視野に改善を検討していく。



移動式ガス発生設備による臨時供給

- 一般ガス導管事業者は、移動式ガス発生設備の一時的な貸与を行う広域融通体制を構築。
- 移動式ガス発生設備の把握を迅速に行うために、保有台数及び医療や福祉サービスを行う等の社会的重要度の高い需要家リストをG-Reactに予め登録。



移動式ガス発生設備(プロパン・エア式)

プロパンガスと空気を混合して都市ガス(天然ガス)と同グループのプロパンエア(PA)ガスを発生させる



G-Reactの登録画面

各種Excel情報

非選択 事業者: ▼

小売事業者	プロパン	主要施設	役割分担	前年度実績	第1次緊急停止時期	助成金助成先	移動式ガス発生設備	S-1制設備
Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値
Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値
Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値	Excel/PCF 数値

移動式ガス発生設備の
保有台数を登録

過去の地震における前進基地の確保

- 応援事業者が円滑な復旧活動にあたるためには、前進基地を確保する必要がある。
- 復旧現場のできるだけ近くに前進基地を設けることで、復旧作業の効率が向上。
- 仮の資材置場や仮休憩所、プレハブや既存の建屋等を利用した作戦本部としても機能。
- 発災時に迅速に前進基地を確保するため、候補地をG-Reactに予め登録。



資材置場

各種Excel情報

事業者名	一括取付	事業者活動	小売事業者	ブロック	主要施設	役割分担	前進基地	第1次緊急応対活動	臨時供給先	移動式トイレ等設備	S-1制所
	2/27 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付
		Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付
		Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付	Excel/PCR 取付

↓

前進基地の候補地を登録



プレハブ



駐車場

東日本大震災（仙台）の前進基地

大阪北部地震の前進基地

地方自治体への協力要請への対応

- ガス安全室にて実施した一般ガス導管事業者へのヒアリング及びアンケートを踏まえ、前進基地等の確保について、地方自治体に対して公共用地の利用等に関する協力要請を発出いただいたところ。
- 日本ガス協会としては、地方自治体の業務負担軽減の観点から、事業者がまとまって相談に行く等の対応を実施していく。

各都道府県防災主管部（局） 御中

経済産業省産業保安グループガス安全室

ガス事業者の大規模災害時の復旧対応に係る協力について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

ガス保安行政に関し、常日頃から御支援、御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

ガスは、国民生活には欠かせない重要なライフラインの1つであり、災害により導管等の設備に被害が発生した場合に速やかに復旧させることは、国民生活を維持する上で非常に重要な課題と考えております。

ガス業界では従前から、事業者が連携し大規模災害時の対応を行ってまいりましたが、今後、南海トラフ地震や首都直下地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されていること等を踏まえ、ガス事業法改正により、一般ガス導管事業者に災害時連携計画の策定・届出義務（ガス事業法第56条の2）（※）を措置することにつき、第208回国会で可決しました。当該計画は、被災区域内外の一般ガス導管事業者の相互の連携に関する具体的な計画を共同して策定するものであり、当該改正については、9月1日に施行されております。

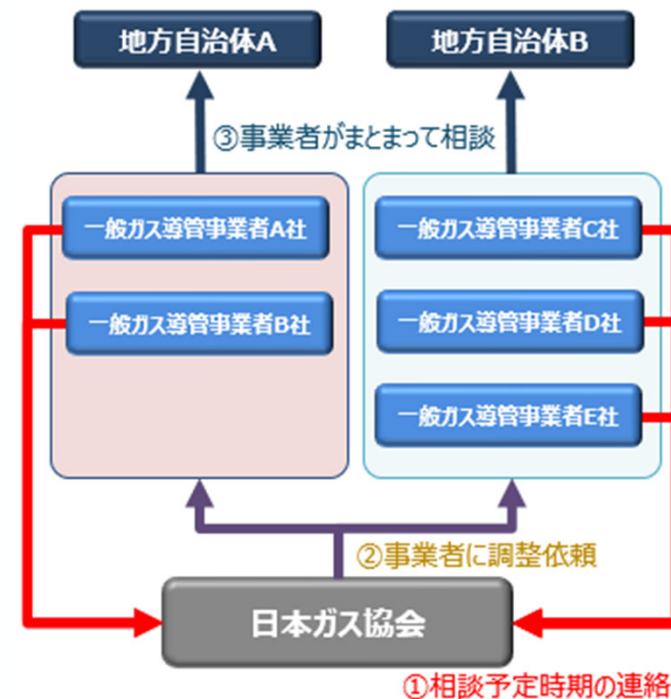
これに先立ち、都市ガス分野における災害対応の実効性を高めるため、今後の大規模災害に向けた課題について、当省において全一般ガス導管事業者（約200社）にヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、応援を受け入れるために必要な資材置場や応援要員の待機場所等に係る用地を確保できない点が課題であり、復旧作業における用地として、公共用地の利用を求める要望が多数ありました。

災害時における公共財産の利活用については、一義的には各地方公共団体の判断のもとに行われるべきものであり、また、災害時には一般ガス導管事業者に限らず、多くのライフライン事業者等の応急復旧活動や、地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動等の実施を勘案しなければならないものであると認識しておりますが、上記事情等を踏まえ、今後一般ガス導管事業者から貴都道府県及び市町村に対して、大規模災害時の対応に関する御相談がありましたら、可能な範囲で御配慮いただきますようお願い申し上げます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること、また、本通知の内容については、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付、総務省消防庁国民保護・防災部防災課も承知していることを申し上げます。

経済産業省産業保安グループガス安全室 発出文書抜粋





10. 災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

令和7年度概算要求額 **1.5億円（1.9億円）**

産業保安・安全グループガス安全室

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地震では都市ガスの供給支障も発生している。さらに、今後は南海トラフ地震や首都直下型地震といった、更なる大規模災害のリスクも存在しているため、ガス事業法を改正し、一般ガス導管事業者に対し、災害時に連携して復旧作業等に当たるための「災害時連携計画」の策定・届出を義務化した。

本事業により、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化することを目的とする。

事業概要

復旧作業等に当たり必要な設備等が中小事業者にも行き届いていなければ、災害時連携計画の効果が十分に発揮されず、災害時の事業者間連携の円滑化や復旧作業等の迅速化が期待できないことから、本事業において、バルブ開閉器アダプタ、遠隔監視システムといった災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部を補助する。

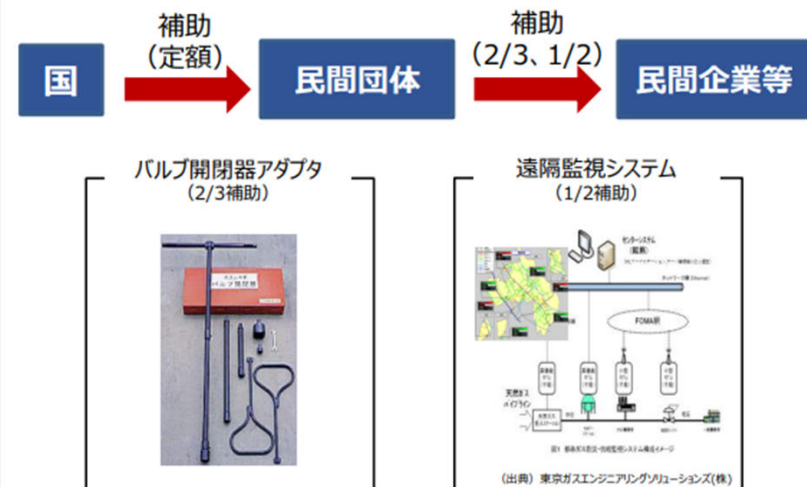
（１）バルブ開閉器アダプタ

復旧作業に必要な資機材を事業者間で共通化するもの。

（２）遠隔監視システム

遠隔監視により災害時にガスを供給停止すべき範囲の特定や遠隔での供給停止を行うシステム。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、

- ・短期的には、補助金の活用により、バルブ開閉器アダプタを40社に対して、ガバナ遠隔監視システムを10社に対して導入することを目指す。
- ・中期的には、補助金の活用により、バルブ開閉器アダプタを120社に対して、ガバナ遠隔監視システムを50社に対して導入することを目指す。
- ・長期的には、都市ガス分野における、全国規模の災害に対しても効率的・効果的な災害対応が可能となる体制の整備を目指す。



その他 大阪・関西万博について (見どころのご紹介)

ここがスゴい! 独断と偏見で選ぶ

大阪・関西万博 見どころ ベスト9

・世界最大の木造建築

01 大屋根リング

・予期せぬ出会いの宝庫

02 海外パビリオン

・「いのち」の現代的意義を問う

03 AI×アンドロイド

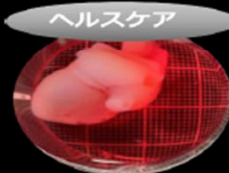
・最先端の映像技術
で没入体験

04 国内パビリオン

・「火星の石」とフロンティア

05 未知との遭遇

06 政策 ショーケース



・一期一会の絵画・彫刻
アニメ、Eスポーツも

07 アート・エンタメ

・多彩な「お祭り」空間
(ADOも、相撲も、歌舞伎も、阿波踊りも)

08 イベントとショー

・世界の料理、未来の料理

09 食体験



注目の海外パビリオン



名画「キリストの埋葬」

01 イタリア館



・ハリウッド
と宇宙開発

02 米国館



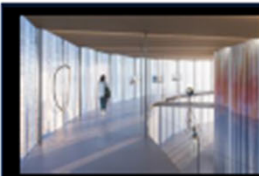
・砂漠の街
映像体験

03 サウジアラビア館



・ウーン
少年合唱団

04 オーストリア館



・ミュシャ
現代絵画

05 チェコ館



・美しい球体

06 オランダ館



・タパス
レストラン

07 スペイン館



・ハイジの世界

08 スイス館



・KPOP
イベント

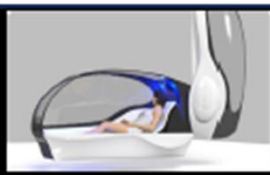
09 韓国館

注目の国内パビリオン

アンドロイドのいる日常



01 石黒館



・25年後の自分
との対面
・人間洗濯機

02 大阪ヘルスケア



空間転送体験

03 NTT館



デジタル
ヒューマンとの
対話

04 落合館



火星への旅

05 三菱未来館



未来の医療

06 パソナ館



宇宙
の平和利用

07 バンダイナムコ



食の未来

08 小山館



日本型循環社会

09 日本館

空前絶後のアート体験



名画「キリストの埋葬」
(カラヴァッジョ)

01 バチカン館



「ファルネーゼの
アトラス」

02 イタリア館



輪島の技の
極致

03 「夜の地球」



微小重力空間
で生命の誕生
を疑似体感

04 未来のアート



ミュシャの
「三つの時代」
(インスピレーション作)

05 チェコ館

「もののけ姫」の
巨大タペストリー



06 フランス館

注目の「政策実験場」

～万博会場は、SDG実現の先にある未来社会を先行体験できる場～

01 AI×ロボット

- ・日本が誇る
ロボット技術と
生成AIが融合

02 GX

- ・日本が世界を
牽引する
GX技術の数々

03 先端モビリティ

- ・陸・海・空で
世界最先端の
モビリティが集結

04 ヘルスケア

- ・未来のヘルスケア技術
と 日本型医療・
サービスを対外発信

05 フロンティア

- ・月から火星を目指す
宇宙開発の展望

06 災害復興・防災

- ・日本ならではの
防災技術/知見

07 スマートシティ

- ・すまい、暮らしぶり、エネルギー供給など多角的に**未来の都市のビジョン**を提示